

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第3号

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例（平成17年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>(設置)</p> <p>第2条 法第83条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる障害者支援施設（以下「県立障害者支援施設」という。）を同表の中欄に掲げる市に設置し、その目的はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="217 936 767 1368"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>静岡 県立 浜松 学園</td><td>(略)</td><td>(1) (略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(2) (略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	目的	(略)			静岡 県立 浜松 学園	(略)	(1) (略)			(2) (略)	<p>(設置)</p> <p>第2条 法第83条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる障害者支援施設（以下「県立障害者支援施設」という。）を同表の中欄に掲げる市に設置し、その目的はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 936 1385 1368"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>静岡 県立 浜松 学園</td><td>(略)</td><td>(1) (略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(2) <u>法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下単に「就労定着支援」という。）を行うこと。</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td>(3) (略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	目的	(略)			静岡 県立 浜松 学園	(略)	(1) (略)			(2) <u>法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下単に「就労定着支援」という。）を行うこと。</u>			(3) (略)
名称	位置	目的																										
(略)																												
静岡 県立 浜松 学園	(略)	(1) (略)																										
		(2) (略)																										
名称	位置	目的																										
(略)																												
静岡 県立 浜松 学園	(略)	(1) (略)																										
		(2) <u>法第5条第15項に規定する就労定着支援（以下単に「就労定着支援」という。）を行うこと。</u>																										
		(3) (略)																										
<p>(利用資格)</p> <p>第3条 県立障害者支援施設を利用できる者は、次の各号に掲げる県立障害者支援施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 静岡県立浜松学園 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第19条第1項の規定により訓練等給付費の支給の決定（法第28条第2項第2号に係るものに限る。）を受けた者で知事が利用を認めたもの</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(利用資格)</p> <p>第3条 県立障害者支援施設を利用できる者は、次の各号に掲げる県立障害者支援施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 静岡県立浜松学園 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第19条第1項の規定により訓練等給付費の支給の決定（法第28条第2項第2号又は<u>第4号</u>に係るものに限る。）を受けた者で知事が利用を認めたもの</p> <p>ウ (略)</p>																											

<p>附 則</p> <p>(静岡県立磐田学園に関する特例)</p> <p>4 平成24年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>附 則</p> <p>(静岡県立磐田学園に関する特例)</p> <p>4 平成24年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成31年3月31日までの間は、第2条の表静岡県立浜松学園の項中「就労定着支援（以下単に「就労定着支援」という。）」とあるのは、「就労定着支援」とする。
(静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「	<p><u>(2) 前号の利用の承認を受けた者に対して施設入所支援又は就労移行支援を行うこと。</u></p>
を	
「	<p><u>(2) 前号の利用の承認を受けた者に対して施設入所支援、就労移行支援又は就労定着支援を行うこと。</u></p>
に、	
「	<p><u>4</u> (略) <u>5</u> (略)</p>

を

4 (略)

5 (略)

6 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条中「障害者支援施設（以下「県立障害者支援施設」という。）」とあるのは「障害者支援施設」と、第3条中「県立障害者支援施設を」とあるのは「前条の表の左欄に掲げる障害者支援施設を」と、「県立障害者支援施設の」とあるのは「障害者支援施設の」と、第4条第1項中「県立障害者支援施設」とあるのは「県立障害者支援施設（静岡県立富士見学園及び静岡県立浜松学園をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

に改める。